

平成 28 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 メディカル・データ・ビジョン株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩崎 博之
(コード番号：3902)

問 合 せ 先 取 締 役
管 理 部 門 長 柳澤 卓二
(TEL. 03-5283-6911)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 2 月 17 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 29 条（社外取締役の責任免除）及び第 39 条（社外監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、第 29 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 29 日（予定）

以上

【別表】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (1)～(10) (条文省略) (新 設) <u>(11)</u> (条文省略)	(目的) 第2条 (1)～(10) (現行どおり) <u>(11) 少額短期保険業者の設立準備に係る業務</u> <u>(12)</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第30条～第38条 (条文省略) (社外監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第30条～第38条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以上